

第 11 章 税制と社会保障

1. BSN (Burger Service Nummer)

オランダ到着後、住居がある *Gemeente の **Raadhuis あるいは ***Stadhuis で住民登録が済むと、BSN 番号が発行されます。

この番号はオランダ在住中、給与所得税等に関して重要な番号です。会社の給与担当者或いは、給与計算を担当している会計事務所に会社を通じて連絡します。この番号は 30%ルーリング（後述）の申請にも必要です。

*Gemeente（ヘメーンテ）は行政区分で、日本の市町村のようなものですが、地理的な意味がないため住所には現れません。

** Raadhuis（ラートハウス）と ***Stadhuis（スタットハウス）はともに市役所、郡役所、町役場などに相当する Gemeente の中央機関です。

2. 個人所得税 (inkomstenbelasting)

オランダに赴任された方には、オランダで受け取る給与その他の所得に所得税がかかります。

個人所得税の課税対象は、個人の税務上の居住地を何処に定めるかによって変わってきます。

オランダに実際に住み、オランダが税務上の居住地となると、その人の全世界での収入に対して、オランダの法律により、オランダで課税されることとなります。日本の会社からの派遣駐在員の場合は、居住者とみなされると、例えば、日本の預金利息や家賃収入も課税の対象になりますが、日本で発生する経費を控除することもできます。

非居住者とみなされると、オランダ国内での労働による収入に対してのみ課税されることとなります。

日本で駐在員の給与の一部や社会保険料の支払いがある場合は、原則として日本の親会社がオランダ源泉徴収義務者としてオランダの税務当局に登録のうえ賃金税番号(Wage Tax Number)を取得し、オランダで納

税しなければなりません。

オランダで雇用される外国からの赴任者は、オランダ大蔵省が認可する個人所得税軽減措置、30%ルーリングを申請する資格があります。特定の条件が満たされる場合、給与の30%を非課税手当として受け取ることができます。これは、通常の給与に加えて支給されるもので、外国で暮らすことによる生活費の増加負担分の払い戻しと解釈すべきものです。手当額は、賃金税法の規定に従い、給与レベルに基づき算出されます。

インターナショナル・スクールに通学する子女の学費を雇用主が給付する場合や、業務上生じた個人費用の払い戻しも非課税ですが、これらは30%ルール非課税手当の枠外です。

雇用主と従業員はまず、30%ルールが適用されることに書面で合意の上、両者連名での申請を Heerlen の個人所得税務局非居住者納税者担当部門に提出します。申請には被雇用者がオランダ労働市場では存在しない、または見つけることが難しい特別な専門技術を持っているなど妥当な理由がなければならない。オランダ大蔵省では、次のような場合にこの専門技術条件をみたしているとみなしています。

* 赴任者がオランダで中間管理職以上の役職につき、相応の“報酬”を受けられる場合。

“報酬”とは、30%ルーリング項目を含まない最低課税対象給与額（2015年度）は36705ユーロ。修士号を持つ30歳以下の場合は27901ユーロ。

上記の該当しない場合には、その被雇用者が受けた教育、研修、経験、会社での地位に基づくか、もしくはその被雇用者が採用された仕事の内容の特質に基づき、特別な技術を持っていることの妥当な理由がなければなりません。

また、30歳未満の修士／博士号取得者には上記より低い額が設定されています。さらに特定研究機関のトレーニングに参加する医師や科学研究者には給与基準が設けられていません。

これを適用する場合は、上記の判断で実質的には居住者とされる人も、非居住者とほぼ同等の「みなし非居住者」のステータスを選択することができます。

個人の所得税は日本もオランダも毎年 1 月～12 月の期間の収入で課税所得の認定を行います。

オランダでは 3 つの Box に所得が区分され、それぞれの区分に応じた税率で課税されています。駐在員の方は、通常 Box-1 の雇用所得が関係します。

税金は累進課税といって所得の額に応じて税率が高くなる仕組みで計算されます。但し、これは、次項の基礎控除額を差し引いた、残りの金額について課税されます。その人の状況、税務上の立場によって細かく適用対象が代わりますので、詳細は専門家にご相談下さい。

税務の暦

10 月の下旬から 11 月の中旬にかけて、個人所得証明書 (“Loonbelasting-verklaring met ingang van 1 januari”) という書類が来ます。会社や税務事務所で記入することが多いと思いますが、2 ページのもので、第 1 ページには納税者の個人的な事項 (氏名・住所・生年月日・性別・既婚／未婚あるいは離婚などの別と納税者番号(BSN)を記入します。第 2 ページは、自分の身上に応じて辿って記入する項目で、これは税務上、自分はどの分類に入るのかを示すものです。

翌年早々には上記提出書類の内容を基に、原則として各納税者に

Aangifte inkomsten-belasting

(所得税確定申告書)、

premiesvolksverzekeringen

(社会保険料)

vermogens-belasting (資産税) が送付されてきますので、適宜、税務事務所でも記入してもらい、税務署に提出します。この申告書では、自分の課税される所得は〇〇ユーロであるということを申告します。税務署はこれを受領してから、査定作業に入ります。年度の途中赴任などで、税を

払いすぎていて、前もって早期返還手続きのされていない場合、この確定申告によって還付されます。

税務署は査定を終えると、最終的な納税額（場合によっては還付額）を通知してきます。査定額に不服がなければ、2 カ月以内に納付します。もし、税の額が大きくて一度の納税が難しい場合には分割納税を申請できます。査定額に不服があれば 6 週間以内に異議申し立てをします。

払い過ぎの税還付請求、確定申告、いずれの方法をとるにしても、源泉徴収の事実を証明できる書類が必要です。自社で給与計算、あるいは経理事務所に依頼している場合でも、日本で年末に各人が受け取る源泉徴収票と同じような証票 (Jaaropgaaf) が本人に対して発行されます。内容は、その年の支給給与（税込み）の総額、源泉徴収した給与所得税、同じく社会保険料の本人負担分が記載されています。これを基に税関係の書類を作成しますので、問題がない限り提出の必要はありませんが、大切に保管しておいて下さい。

3. 30%ルール

● 外国人に認められる特典

オランダでは外国からの投資促進を目的として、企業で働く外国人の所得を 30%控除できる税の軽減措置があります。これが 30%控除特典として知られている制度です。

30%ルールの適用を受けるためには、オランダの労働市場では得難い特殊な技能を備えた専門家であるか、または企業グループ内の国際的な人事異動によって着任した人でそのグループ内での勤務期間が 2 年半以上あることが必要です。

申請で許可されると 96 カ月（8 年）間特典が利用できます。この 8 年間は税務上通常の新居住者扱い、みなし新居住者扱い、あるいは居住者扱いかを選択することができます。

新居住者扱を受けるということは、新居住者がオランダで勤務することから生じる給与所得(全世界対象)に課税されると考えてよいのですが、

居住者となると、ただ給与に対する課税だけではなく、その他の所得に対しても課税が生じます。

まず日本で発生する預貯金利子そして、もしあれば不動産の賃貸料と配当もオランダで課税されますが、税金の世界には二重課税を回避するための租税条約があり、この収入に対してはオランダで免減税が得られます。

30%ルール特典申請は雇用者、従業員が連名で行いますが、本人、会社（在日、在蘭とも）が準備・作成する書類があります。

◆本人が準備する書類

- ・住民登録票 (Uittreksel persoonsregister)
居住地の市役所で入手します。
- ・労働許可証（会社が申請し、本人が保管）日本国籍の場合は不要。
- ・履歴書
本人が専門家であることを説明するもの。最終学歴と資格、職歴（職種／担当を新しい物から先に）等を書きます。
- ・委任状
申請事務を税務事務所に依頼する場合必要です。

◆オランダ会社が作成する文書

- ・オランダ会社と本人との雇用契約書
所得を課税給与と非課税給与に分けて、非課税給与が総給与の 30%になる様に給与体系を組み、それを契約書で明示します。または、人事発令 (Assignment letter) を作り、そこに担当職務と給与体系を書いてもよいでしょう。
- ・オランダ国境から 150 キロ圏内に住んでいた人は外国からの雇用者とはみなされず、30%ルールの対象外になります。
この 150 キロ基準は、下記を満たす短期国外赴任者の再オランダ勤務の場合は除外。
 - －前回のオランダ勤務開始に先立つ 24 ヶ月の内 2/3 以上の期間、オランダ国境から 150 キロ圏内に居住していなかった。
 - －前回のオランダ勤務開始時と今回の再オランダ勤務開始時が 8 年以内であること。

- ・委任状

税務事務所に依頼する場合必要です。

*実務上、着任後すぐ手続きをとることをお勧めします。

担当税務局

Belastingdienst Particulieren/Onderneming Buitenland

Postbus 2865 6401 DJ Heerlen

Tel:0800-0543

参考サイト：Expatscenter Amsterdam 利用者用英文申請用紙

<http://www.iamsterdam.com/en/expatcenter/employers/the-30-ruling-via-the-expatcenter>

4. その他の税金

① 堤防保護税

オランダを旅するとわかりますが、北海沿いの Noord-Holland 州や Zuid-Holland 州、Zeeland 州には陸地が海面下になっている地点があります。こうした立地ゆえに自ら国土を守るために、オランダに居住する人には国籍を問わず一種の堤防保護税を課しています。計算は家屋の規模、所在する州、居住している人数によって異なっています。1 年に 1 回支払います。

② 犬税 (Hondenbelasting)

支払いは年 1 回です。請求は、自分が住む Gemeente の徴税事務所から送られてきます。

③ 宝くじ当選金税 (Kansspelbelasting)

賞金に 25%の源泉徴収税がかかり、これを差し引いた金額が支払われます。

④不動産税

不動産税には、不動産所有税と不動産使用税の 2 種類有り、通常、家主は所有税を、借家人が使用税を払います。

⑤環境保護税

州単位で支払います。借家住まいでも課せられるので、住居の賃貸契約を結ぶ時に(家賃を自己負担される方々は特に)、家主と協議して、この種の地方税を誰が負担するのかを明確に取り決めてことを勧めます。

なお、この種の税は税務署では扱いません。

所得税に関する相談電話

税務署が、個人的所得税に関する質問に答えてくれる、無料の電話番号を開設しています。また、税に関する案内書も英語を始め種々の外国語で出版しており、頼むと送ってくれます。

Belasting Telefoon [Tel:0800-0543](tel:0800-0543)

5. 社会保障制度

オランダにおける現行の社会保険制度は次の二つに分かれます。

- すべてのオランダ居住者及び非居住納税者に適用される国民社会保険制度
- 給与所得者のみに適用される追加社会保険制度（被雇用者社会保険制度）

国民社会保険の掛金は、所得税と同一の算定基礎に基づいて計算され、税務当局によって一括して徴収されます。国民社会保険の掛金は以下により構成されます。

国民社会保険制度

AOW（老齢年金）

ANW（一般遺族年金）

AWBZ（特別医療保険）

国民社会保険の掛金はすべて従業員負担になっています。雇用主の負担分はありません。税務当局によって徴収されるため、税務上の課税標準と同じとなっています。運営は社会保障銀行 SVB(Sociale Verzekeringsbank)が行っています。日蘭社会保障協定が 2009 年 3 月 1 日に発効し、赴任期間が 5 年以内の日本人一時派遣者は手続きを行えばオランダ社会保険料の支払が免除となり、オランダの社会保障の対象ではなくなりました。

一方、給与所得者のみに適用される追加社会保険は以下により構成されます。

追加社会保険制度

WW (失業保険)

WAO (労働不能者給付)

WIA (障害労働者所得補償保険)

WGA (就労能力不十分者の生活保障給付)

Sector Fund (産業基金)

Surcharge on Sector Fund (産業基金付加金)

ZVW (健康保険)

社会保障銀行 SVB のサイト www.svb.nl

オランダ社会保険の受給要件

① 老齢年金 (AOW)

一般老齢年金法 (AOW=General Old Age Pensions Act) では、老齢による経済的困窮に対して、オランダのすべての人が保障されています。65 歳に達していないすべての居住者 (国籍にかかわらず) が強制的に保険料負担の対象となっている国民保険です。

15 歳から 65 歳(徐々に 67 歳に移行)までの保険期間中、保険料納付 1 年につき 2%の権利が積み上げられていき、有資格期間が 50 年間で満額受給できます。

年金は、受給者が 65 歳 (徐々に 67 歳) に達した月 (の初日) から支払われます。受給者が死亡した時点で、手当の支払いは停止されます。年金は海外に移住した場合にも取消とはなりません。但し、日蘭社会保

障協定によりオランダ国民社会保険に加入しなかった場合は不適用。

② 一般遺族年金 (ANW)

遺族年金は、未亡人・親を無くした子供等の遺族に支払われるものです。死亡した者が死亡時点で ANW の掛金を支払っていることが要件です。

③ 特別医療保険 (AWBZ)

特別医療保険は、健康保険でカバーされないような重度の病気のリスクに対して保険をかけるものです。病院介護、外来介護、自宅介護、リハビリテーション、精神病医療等を含みます。

③ 失業保険 (WW)

失業保険法 (WW = Unemployment Benefit Act) は、65 歳未満 (徐々に 67 歳) の従業員が、個人の責任以外の理由で失業した場合の経済的困窮に対する保険です。継続して働いた人は、決められた期間の間、日給総額の 75% が法定最高賃金を上限として支給されます。その他の人または失業が長期にわたる時は、法定最高賃金の 70% を上限として日給額の 70% が支給されます。支給額は年齢および失業時の雇用期間により異なります。

④ 就労不能保険 (WAO)

病欠時の所得保障 — 所得保障延長法 (WULBZ = Obligation to Continue Wage Payments Extension Act) は、従業員が疾病、事故、または病弱などで働けなくなった場合に、当初 2 年間の給与保障を事業主に促すものです。従業員は就業不能になってから、当初 52 週 (1 年め) は給与所得の少なくとも 70%、2 年目については基本給の 70% の支払いを受ける権利があります。ただし、1 年目は法定最低賃金を下限とし、法定最高賃金の 70% を上限とします。2 年目は、下限はなく、法定最高賃金の 70% を上限とします。この給付期間満了後は、障害労働者所得補償保険 (WIA) が適用されます。